

大阪市民のみなさん

カジノを止めるため

第2次住民監査請求の請求人になりませんか！

これまでの経過

私たちはカジノはいらない！の運動をすすめ、昨年1月16日、夢洲の市有地を、違法な格安賃料でカジノ業者に賃貸することの差止を求め、住民監査請求を行いました。

そして、「合議不調」の監査結果を踏まえ、昨年4月3日に「違法な格安賃料による契約の差止」を求めて大阪地裁に提訴し、現在に至っています。

松井一郎元市長らに約1000億円の損賠賠償を求める第2次住民監査請求へ

昨年9月に大阪港湾局が隠ぺいしていたメールが明らかになり、その内容を専門家の協力を得て分析するなかで、違法な格安賃料を導き出した大阪市とカジノ事業者の談合が明らかになりました。

第2次住民監査請求は、違法な格安賃料によって「大阪市（市民）が受けた損害の賠償」を求めるものです。（正式な「要旨」は現在作成中です。）

請求の相手は、松井一郎元市長（基本協定締結の責任者）、横山英幸現市長（賃貸借契約締結の責任者）、大阪港湾局長、「大阪IR株式会社」、不動産鑑定業者・不動産鑑定士個人らで、政治家の責任を厳しく追及します。

請求の金額は、適正な賃料と違法な格安賃料との差額ですが、35年近い間の賃貸契約としているため、約1,000億円にもなることが試算されています。適正な賃料の算定は、不動産鑑定士による調査を踏まえて確定する予定です。

請求の時期は、9月20日（金）を予定しています。その後、大阪市監査委員会の監査結果を踏まえ、第2次の住民訴訟へと進むことを想定しています。

今回の請求人のよびかけは、裁判の原告のよびかけではありません。また費用も掛かりませんので、奮ってご参加ください。**手続きは**、別紙（監査請求人）に住所・氏名・電話番号を記入して頂き、9月17日までに事務局に届けてください。

2024年8月

カジノ格安賃料差止め訴訟を支える会

連絡先・中山 090-1957-1381 ✉ casino712stop@gmail.com